

# 管理運営施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 10 月 26 日

(一部改訂) 令和 2 年 11 月 26 日

中央区立環境情報センター

本ガイドラインは、令和 2 年 9 月 11 日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡に基づき改定された業種別ガイドラインを参考に、当施設における新型コロナウイルス感染拡大予防対策をまとめたものです。令和 2 年 11 月 12 日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「来年 2 月末日までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」を踏まえ、本ガイドラインに基づく感染対策への取組を継続するものとします。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染状況における動向等を踏まえ、必要に応じ今後も適宜改訂を行うものとします。

## 1 感染防止のための基本的な考え方

施設貸出に当たっては、安全・安心してご利用いただけるよう、施設管理者、利用者、主催者等がお互いに理解・協力しながら、感染拡大防止に努める必要があります。

施設管理者としては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、特に、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる「三つの密」(①密閉、②密集、③密接)を徹底的に避け、感染を拡大させることのないよう対策に取り組みます。

## 2 リスク評価

### (1) 接触感染

他者と共有する物品やドアノブ等不特定多数が触れる場所を特定し、高頻度に接触する箇所(ドアノブ、電気スイッチ、エレベーターのボタン等)については特に注意して評価します。

### (2) 飛沫感染

館内における換気の状態を考慮しつつ、利用する施設、利用内容等を踏まえ、人と人の距離をできるだけ 2 m、最低でも 1 m 空けることとします。また、施設管理者と来場者、主催者と来場者等、人と人とが接触すると考えられる場面では、対面での長時間の会話、大声での呼びかけ、マスクを外す可能性等がある場所等の状況を評価します。

### (3) 集客施設

大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の利用実績等に鑑み評価します。

#### (4) 地域における感染状況

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価します。

### 3 施設管理者が講じる対策

#### (1) 施設の対策

##### ア 共通事項

- (ア) 各種注意喚起等の掲示をします。
- (イ) 館内清掃、消毒、換気を徹底します。
- (ウ) 出入口などに消毒液を設置します。
- (エ) 食事は禁止します。
- (オ) 館内の給水機の使用は、停止します。
- (カ) 空調設備による換気を常時行います。

##### イ 受付等

- (ア) 受付には、飛沫感染防止スクリーンを設置します。
- (イ) 貸出物についても消毒を徹底します。

##### ウ 集会施設・会議室等

- (ア) テーブル・椅子等は定期的に消毒清掃します。
- (イ) 開閉可能な窓については、適宜開閉を行い、常時換気に努めます。

#### (2) 従事者への対策

ア 職員は毎日検温を実施し健康状態を確認します。

イ 手洗い、手指消毒、うがいを徹底します。

ウ 平熱と比べて高い発熱がある場合や以下の症状等に該当する場合には、自宅待機等の対応をとります。

(ア) 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状

(イ) PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合

(ウ) 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等

エ 原則として、職員はマスクを着用します。

また、一部職員はフェイスガードや手袋を着用する場合があります。

オ 会議や打合せでは、対面にならない席配置とする等、従事者間の感染リスクを低

減するように努めます。

カ 清掃やごみの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底します。

### (3) その他

来館者や職員が感染症を発症した際は、保健所と適切に連携して対応するとともに、必要に応じ、ウェブサイト等で情報提供を行います。

## 4 利用者（来場者）へ協力を求める具体的な対策

利用者（来場者）へ協力を求める具体策は以下のとおりです。

- (1) 来館前に健康状態の確認及び検温をお願いします。
- (2) 以下に該当する方は、体調を最優先し、来館をお控えください。
  - ア 平熱と比べて高い発熱や、咳、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、吐き気、嘔吐、だるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方、その他、体調に不安がある方。
  - イ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方。
  - ウ 過去 2 週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方。
- ※ 基礎疾患（糖尿病・心不全・呼吸器疾患等）をお持ちの方、妊娠中の方は、医師の判断や関係機関の情報をご確認の上、慎重なご判断をお願いします。
- (3) 利用者全員を対象に氏名及び緊急連絡先（電話番号）の提出をお願いします。
  - ※ 必要に応じて保健所など公的機関へ提出を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
  - ※ 新型コロナウイルス感染症対策以外での収集・利用は行いません。
  - ※ 収集した個人情報は、利用日の 1 か月後に破棄します。
- (4) 原則、マスクの常時着用にご協力ください。 マスクを着用していない方の入館はご遠慮いただきます。
- (5) 咳エチケットやこまめな手洗い、手指消毒をお願いします。
- (6) 交流室内で食事はできません。
- (7) ご利用の際は、時間に余裕を持って来館してください。
- (8) 他の人との距離をできるだけ空けるよう心がけ、整列や入退場、移動時等のソーシャル・ディスタンスの確保にご協力ください。
- (9) 大きな声での会話はできるだけ控えてください。
- (10) 利用時間内においても、ドアや窓を開放する等、こまめに換気を行ってください。
- (11) 施設管理者や主催者が講じる感染防止策に協力してください。
- (12) 日本政府の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をご活用ください。
- (13) 館内施設のご利用に際しては、施設や催事ごとにさらなる細かなお願いをする場合がありますので、当施設や各主催者による注意事項などを事前にご確認ください。

- (14) 当施設では感染予防の対策を講じますが、新型コロナウイルスの感染リスクがあることをご理解の上、ご利用をお願いします。

## 5 主催者へ協力を求める具体的な対策

主催者へ協力を求める具体策は以下のとおりです。

### (1) 施設利用

- ア ガイドラインを踏まえた対応方針を策定し、事前に施設管理者に提出してください。
- イ 利用者・来場者等に対し、ガイドラインを踏まえた対応方針を事前に周知してください。
- ウ 利用日において、3密（①密閉、②密集、③密接）にならないような運営を心掛けてください。（休憩時間を取る、入退場制限等）
- エ 感染予防に対応した座席対策をお願いします。
- オ 利用者全員を対象に氏名及び緊急連絡先（電話番号）の提出をお願いします。
  - ※ 必要に応じて保健所など公的機関へ提出を行う場合があることを事前に周知してください。
  - ※ 新型コロナウイルス感染症対策以外での収集・利用は行いません。
  - ※ 収集した個人情報、利用日の1か月後に破棄します。
- カ 必ずマスクを常時着用してください。
- キ 参加者に対する体温チェックを実施してください。平熱と比べ高い発熱のある方や体調不良の方については入場をお断りください。
- ク 交流室内で食事をできない旨事前に周知してください。
- ケ ソーシャルディスタンスを確保できる運営をお願いします。
- コ 配布物は手渡さず、来場者が自分で取るようにしてください。
- サ 大きな声での会話はできるだけ控えるよう周知をお願いします。また、大声を出す者への注意や対応ができる体制を整備してください。
- シ 利用時間中においても、休憩時間等を活用して、換気に努めてください。
- ス ごみは全てお持ち帰りください。
- セ 退場時は混雑しないよう順次退場を促してください。
- ソ 交通機関の分散利用を促進してください。
- タ 日本政府の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード促進等の周知をしてください。

### (2) その他

- ア 万が一、感染の疑い・感染者が出た場合は、至急当施設に連絡をお願いします。
- イ 保健所等から協力要請があった場合はご対応をお願いします。

ウ 当施設では感染予防の対策を講じますが、新型コロナウイルスの感染リスクがあることをご理解の上、ご利用をお願いします。

エ 感染者が出た場合の施設消毒については、利用団体に費用をご負担いただく場合がありますので、前記対応の徹底をお願いします。

## 6 施設利用における制限・ルール（令和3年2月28日まで）

### （1）定員の100%を上限とする利用

ア 利用内容に大声での歓声・声援等がないこと。

イ これまでの主催者・利用団体等の開催実績において、利用者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態が見られないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）

ウ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。

### （2）定員の50%を上限とする利用

ア 利用内容に大声での歓声・声援等が想定されること。

イ 本ガイドラインに記載している事項を遵守できない場合。